

個人研究 盛岡の近江商人

——村井市左衛門家にみる家業継承と仏教信仰——

窪田和美

はじめに

一・南部藩主の城下町形成

- (一) 南部藩主による上方商人の誘致
 - (二) 近江高島地域の特徴
 - (三) 高島商人の仏教信仰
- 二・南部藩における近江商業団
- (一) 南部藩の財政を支えた内和制度

(二) 同郷意識を紐帯とする組織と仏教信仰

三・村井市左衛門家の系譜と真宗信仰

- (一) 村井家の系譜と概要
 - (二) 初代市左衛門孝寛（浄甫）の信仰
 - (三) 村井家の家訓にみる宗教倫理
- おわりに

はじめに

「盛岡は、みちのくの小京都」と言ったのは、歌人石川啄木だという。たしかに盛岡の町には、穏やかな雰囲気漂っている。町の中央を流れる中津川に架かる上の橋^{かみ}には、京都の三条大橋のような擬宝珠^{ぎぼし}がみられる。川を重視した景観、川辺でくつろぐ人々の様子も鴨川を彷彿とさせるところがある。年を重ねた女性の話し言葉は、丁寧で柔らかな響きが耳に心地よい。東北のなかでも盛岡は京風に、仙台は江戸風の町づくりがなされたと聞くと、納得できるところがある。

南部藩主により城下町として築きあげられた盛岡は、明治維新を迎えるまで代々南部家が藩主を勤めてきた。盛岡は、江戸期を通じて藩主の交

替がなかった。そのため固有の伝統や文化が継承されてきたものと思われる。

近世初頭の盛岡城築城にあたり、中津川は外敵の進入を阻止する重要な役割を果たした。上の橋、中の橋、下の橋を含んで中津川から以北・以西を河北地区と呼び、中津川以南及び以東を河南地区と称している。盛岡は江戸期から明治期まで何度も洪水や大火に遭遇してきた。もちろん寒冷地であるため米の不作や飢饉も経験してきた。そのたびに、藩主には城下の復興が要請された。すなわち、商業発展による隆盛だけに止まらず、城下の復興資金の出資者となる豪商を城下に抱えて、豪商との関係を堅持する必要があった。現在、盛岡は城下町特有の美しさを残しているが、江戸期以降現代まで継承されている商家は、あまり多くはないという。それは洪水や大火による壊滅だけでなく、南部藩からの御用金調達により経営破綻を招いた商家もあったというのである。

これまで筆者が調査対象としてきた近江出身の商家は、二十一世紀の現代に至るまで、先祖の家業を継承してきた当主ばかりであった。近江商人の末裔であることを誇りとして代々引き継がれてきた家業の経営理念は、決して揺らいでいないとの確信を持つことができた。⁽¹⁾しかし本稿で取り上げる商家は、今では廃業となったが、代々の当主が残してきた古文書が読み解かれ、約三百年間の系譜が明らかにされた。この商家の始祖は、滋賀県高島郡大溝（現高島市）出身であり、近江の湖西地方から出た高島商人である。しかも所属寺院との関係も継承されているので、寺の過去帳や墓石の碑文を頼りに、商家の始祖から当代までをたどることができたというのである。とりわけ遺言状や家訓から、代々の当主が仏教の篤信者であり、祖先崇拜と家業に精励したことが明らかにされた。近世初頭から江戸期を通じて、幕末・明治まで約三百年間続いてきた商家の経営精神を支えた宗教意識をみていくことにする。

一般に近世初期に発祥した近江商人は全国を行商して歩き、当該地域に商圏があるとわかれば、そこに^{でみせ}出店を置いて商業活動を展開した。しかし近江出身であるという郷党意識を有し、現実に出身地近江との関係を断絶しないことがその特徴であった。八幡、日野、五個荘出身の湖東地域から出た近江商人には、このような態度がみられた。

しかし高島商人の場合は他の近江商人と少し異なっていた。湖西の高島一帯は、比良山系と琵琶湖に囲まれた耕地が狭隘な地域である。地元出身の成功者を頼って若者が、故郷を後にするとしても近江と盛岡では距離的にかなり隔てられている。高島商人の多くが、盛岡に向かった理由につき、他の地域のように行商だけで辿り着いたのではないことが判明した。それは南部藩主による上方商人への商家誘致であったというのが定説

である。

つまり、初代南部藩主は城下町の形成には、商業発展が欠かせないが、地元商人だけでなく、城下の生産品を領外に移出できる商人の活躍する場が必要であると考えた。さらに、当時商業の先進地とされた上方の情報を盛岡城下にもたらす商人として、高島大溝出身の商人に盛岡における商家経営を勧めたというのである。明治の初期には、三井と並ぶ日本の二大財閥とされた「小野組」⁽²⁾の始祖も当該高島の出身であった。したがって、盛岡の近江商人の特徴は、南部藩の要請に基づいて盛岡の地に定着した商人が多かったというのである。しかも盛岡の近江商人は、南部藩によって地元商人より優遇され、他地域の近江商人よりも大規模な商業を展開したのである。

ここで取り上げる村井市左衛門家（以下、村市家という）は、酒屋、質屋を経営しており呉服、古手（古着）^{ふるて}等を商う豪商であったが明治中期に家業を廃止したため、貴重な資料は散逸してしまった。しかし断片的ではあっても商家当主が記した遺言状、家訓、書状等が現存している。そして商家が使用していた各種の印判等も残されている。それに村市家代々の当主は、浄土真宗の篤信者であった。そのことが家業継承に与えた宗教意識を実証的にたどっていきたい。

村市家の始祖から現代までの系譜が明らかにされた『村市文書』には、次のような記述がある。「大店を構えていた過去を単に懐かしむのではなく、家の歴史としてありのままの姿を表現したい。」⁽³⁾筆者は、この著者の意向を尊重したいと考えるものである。たとえ現在は先祖からの家業継承がされていなくても、現存する資料から近江高島商人の家業を支えた宗教倫理を考察していくことにする。

一、南部藩主の城下町形成

（一）南部藩主による上方商人の誘致

陸奥盛岡藩の初代当主は、南部利直（一五七六―一六二二）^{しななお}である。利直は盛岡城を築き、城下町を造営するにあたり、商品経済を流通させることが城下町繁栄の基盤であることを見抜いていた。そこで、当時の商業先進地であった上方の商品を盛岡で流通させるために、北陸の北前船に注目していた。船は陸路より多くの物資を運ぶことができるうえ、城下町盛岡から他国に向けた移送品にも有利である。したがって当初は、北前船商人を城下で優遇することを考えていた。しかし交易を開始してみると、上方の情報を持ち全国に行商人のネットワークを有しているのは、近

江商人であることがわかった。そこで近江商人を盛岡の城下に受け入れて、彼らを優遇することが南部藩の活性化に繋がると判断したのである。

城下町の中心に商家を集めることで、城下に賑わいが生まれる。人々の行き来が物の流通を生み出し、商品経済がいずれは貨幣経済の発展に繋がるとみていたのである。実際に盛岡城の大手門には、近江商人の本店が軒を連ねる町並みが現出した。確かに、東北地方の気候や地理的条件による影響を考えれば、農作物の収穫だけをあてにしている、藩内の経済成長は図れない。とりわけ新しい事業を実践するためには、貨幣経済を発展させる必要がある。その貨幣経済を動かす商人を城下に多く抱えることは、将来の資金提供先としても可能であると、南部藩主は考えていた。

さらに南部藩は、藩内に鉱物資源である砂金や銅の生産地を有している。この資源を移出して経済成長につなげるには、商家と流通経路を確保しておくことも重要であった。実際には、藩内では貨幣の代わりに砂金が使われていた記録が残されているという。砂金を単に鉱物資源として利用するだけでなく、砂金のままで商人の手を経て流通させてこそ有効性をもつと考えたのである。そのような意味で初代藩主の利直は、施政者であると同時に経済感覚を有した藩主だと言えよう。その後南部家は、明治維新まで国替えをされることなく、盛岡の城下を統治したのである。

築城後、城下町が形成されるとともに武士が集まってきたが、これまでの封建勢力に支配された封鎖的な自給自足経済を、交換経済に転換するきっかけを作ったのが、近江商人であった。農村ではあくまでも自給自足であったから、商人の活躍する余地は極めて少なかった。しかしこの純粋な商人の活躍する市場は、純粋な消費階層である武士階層を中心に構成された城下町であった。つまり南部藩の中で交換経済の中心は盛岡城下であり、近江商人が城下内の市場を形成していたといっても過言ではない。そしてこの交換経済的性格を利用して、封建的藩政経済を領外市場に結合させて広範な商圏を形成したのである。広範な領外市場活動によって領外商品の流入、領内産物の商品化を行い領内市場の拡大を図った。これを主催できたのは南部藩では領外商人である近江商人であった。但し初期においては領内産物の商品化は藩を媒介として行われていたので、領内の生産者にとっては、その商品化は直接商人との間に発達したのではなく、間接的な商品化であった。

換言すれば、領外商人は領外産物を直接消費者である武士階層に販売し、領内産物は藩を媒介として商品化することによって、封建的な自給自足経済構造を交換経済に転換したのであった。この過程の中で近江商人は急速に発展して、一大財閥を形成するまでになった。⁽⁴⁾ 具体的には、領内生産品である米、大豆、材木、生糸、紅花、紫根、砂金、銅等を領外商人である近江商人の手を経て領外へ移出する。他方上方の古手や麻、綿製品を領内に取り入れるため、藩主は地元商人より近江商人を優遇したというわけである。

表一 御用金徴収名簿(文久三年)

町名	屋号	(業種)	姓
仙北町	井筒屋徳十郎		駒井
鉤屋町	近江屋藤兵衛(酒屋)		平野
	平野屋八兵衛		
	近江屋忠兵衛(小間物屋)		
新穀町	井筒屋九郎兵衛(郡山井筒屋權右衛門出店、酒屋)		
	東屋喜兵衛(井筒屋の支店)		
穀丁	平野屋長右衛門(簡屋)		
	平野丸屋喜兵衛(呉服屋)		
六日町	日野屋善八(砂糖屋)		小野
呉服町	井筒屋善八郎(善印、酒屋)		
	近江屋治右衛門(古手屋)		
	近江屋治兵衛(古手屋)		
	井筒屋佐十郎		小野
	近江屋市左衛門(酒屋)		村井
	江州屋幸助		
	近江屋八右衛門(古手屋)		
	近江屋喜六		
	近江屋八兵衛		小野
	芳野屋庄兵衛(質屋)		井上
	江州屋寛兵衛		村井
肴町	近江屋源之助(古手屋)		
	近江屋伝藏		
葺手丁	近江屋京助(五十集問屋)		

生ヶ丁	鍵屋弥兵衛(紺屋)	村井
紺屋丁	井筒屋伝兵衛(酒屋)	高橋
	鍵屋茂兵衛(古手屋)	村井
鍛冶丁	鍵屋定八(酒屋)	村井
	近江屋兵右衛門	駒井
紙丁	井筒屋弥兵衛(古手屋)	
	大塚屋宗兵衛	
本丁	大塚屋惣兵衛(小間物屋)	
	日野屋市兵衛(古手屋)	
	鍵屋伊兵衛	
油丁	近江屋助七	
花屋丁	近江屋又八	
四ッ屋丁	江州屋喜和蔵(穀物屋)	
	平野屋治助	
三戸丁	高嶋屋重兵衛	村井
材木丁	近江屋勘兵衛(古手屋)	
	近江屋卯太郎	
	近江屋弥兵衛	

引用…『盛岡市史』第三卷(復刻版)七〇九頁

表一は、文久三（一八六三）年、御用金徴収の名簿として残されていた記録である。城下の中心街に店を構えているのは、そのほとんどが近江出身の商家であった。⁽⁵⁾ この表から屋号が井筒屋、近江屋、鍵屋というのが、初期の近江商人たちである。姓は小野と村井に分かれる。しかし商家は、奉公人を独立させて家業経営を許可していくため、近世末期になると商家はしだいに増えていくことになる。大塚屋、江州屋、多賀屋、日野屋、丸屋という屋号は、同族でなく同郷関係だとされる。同族でなくても、商人集団に加わるものものも出てきた。本稿で取り上げる村市家は、呉服町にその名がみられるが、この時期には酒屋として記されている。

これら近江系の商人は、古手屋、呉服屋、酒屋、米屋、小間物屋が多く衣料食料関係の店である。古手とは上方から運んでくる古着のことで実際には質流れ品であった。当時の人々は古着を購入して使用していたのである。しかも上方からの古手は人気商品であったという。

城下町には、商業別の階層構造が存在していたことを表す記録も残されていた。「食物系の商家は、米屋と穀物商が区別されている。米屋は上層、穀物屋は中層であった。肴屋^{さかな}は一般的に中層を占めている。五十集屋^{いさば(6)}、五十集問屋^{いさば}は上層で、酒屋に匹敵するものであったが、いずれもほとんどが地元商人なのに、酒屋は近江商人によって独占されていた。酒屋に準ずる糶屋^{ちうじ}も中層で、何らかの形で近江系に近い者が商売している。建築、交通、生産財等の商売は地元商人で占められているが、ほとんど中層以下の人々である」⁽⁷⁾

このように南部藩は、政策的に地元商人は地元生産品を扱う中層として、近江商人は上層に位置づけたのである。藩が近江商人を城下の中心地に大店を構えるように配したのは、御用金の捻出先として近江商業団を見ていたからである。初代藩主の先見性には、目を見張るものがあるが、江戸期に大店であった商家が現代まで継承されている例はそれほど多くない。一説には、大きな商家は南部藩の御用金で潰された感もあったという⁽⁸⁾。

（二）近江高島地域の特徴

琵琶湖の西岸は、現在ではJ R湖西線が高架線路となり琵琶湖の景色と山並みに囲まれた四季折々の風景が美しい地域である。戦後の高度経済成長期以降、田園風景が広がり琵琶湖周遊自動車道路も整備され、リゾート開発対象地とされた時期もあったが、今では住宅地が広がっている。近世初頭期の高島の大溝地域は、大溝藩の城下町でもあった。比良山地のすそ野に位置しているものの、琵琶湖が間近に迫っていて耕地面積は狭

隘であった。近江商人が多数輩出された湖東地域には、京都や江戸に向かう街道があったことを思えば、この地を根拠に商業を展開するには、陸路は不利であった。そのため当初はこの地に商家を持った家もあったが、しだいに京都を本拠地とするか、南部盛岡に定着することになったのである。すなわち大溝の地理的条件がこの地に止まるのではなく、全国展開できる城下を中心に、全国に向けて活躍する動機に繋がったと思われる。

ところで近江の至る所から全国に向けて商人が出ていたなかで、高島の大溝地域出身の商人が南部に定着した理由の一つが南部藩主の要請であることはすでに述べたが、もう一つの要因にも着目してみたい。

盛岡城下の商業は町の建設の進行、武士の集中につれて発展してきたが、交換経済が発達していくなかで商業の活動は必ずしもこれに伴わなかった。そこで南部藩は地元商人だけでなく外来の商人に様々の特権を与えて誘致に勤めた。それまでも砂金を集める商人や売薬行商人等が南部藩内で活躍していたが、城下に定住して店舗を構えて町人活動の中心となり、近世の商業活動を牽引してきたのは、大溝出身の村井・小野の系統の商人⁽⁹⁾であった。

実は、南部藩に來た井筒屋・近江屋の先祖は、戦国時代北近江^{あき}浅井氏に所属していた武士であった。浅井氏滅亡の後、その家臣が生計を維持するため商人となったとも言われている。したがって湖東の近江商人が主に農家から出たのに対して、高島の大溝商人は商人経験も新しくその商圏も小さかった。しかし先祖が武士であったという点が、南部定着のもう一つの要因であり、意味を持つのである。もともと先祖が武家出身なので商人として南部に下った際に、南部藩主の誘いを受け入れる素地は充分にあった。また南部藩の側にも、武士を先祖に持つ商人を地元商人より優遇すること、さらに城下の中心地に商家を構えることを是認した。封建体制の中で現在は商人であっても、かつての武士の誇りを持つ商人には、南部藩主からの申し出は絶対的であった。つまり、藩主の申し出を拒否することなどあり得ず、結果的に藩主との関係は、江戸期を通じて御用商人としての役割を果たすことになった。

盛岡に來た近江商人の始祖は村井新七であるとされている。記録によれば、慶長十八（一六一三）年には盛岡に來て住まいを定めたようで以後、高島の大溝からの商人はこの村井新七家を頼って南部にやってきた。村井新七家は「わらじ脱ぎ場」つまり集合場所として多くの近江商人の世話役となり、あるいは宿泊所の役割を果たして商圏の拡大を支えたのである。盛岡の城下に店を構えて、高島商人が活躍するのは、元禄期（一六八

八〇一七〇三）以降とされている。⁽¹⁰⁾

(三) 高島商人の仏教信仰

盛岡で活躍した近江出身の高島商人には共通するところがある。それは近江という地域性とも関連があるが、湖西にあるこの地がかつては比叡山延暦寺の影響を受けた仏教信仰の盛んな地域であったということである。織田信長が比叡山の焼き討ちをするまでは、延暦寺の末寺が多数近江の当該地域に存在していた。そのような影響により近江は仏教信仰に篤い土地柄でもあるので、現在でも集落ごとに複数の寺院が見られる。

これまでの高島郡高島町は、平成十七（二〇〇五）年一月一日に郡内の近隣五町と一村が合併して高島市となった。人口五三、九五〇人、世帯数は一七、三〇二世帯（二〇〇五年度国勢調査）である。この地域に現在百十余りの寺院が存在する。京都にみられるような観光寺院ではなく地域住民の信仰の対象として建立されたのであるが、人口と世帯数からみても寺院の数が多く、熱心な仏教信者が多いことがわかる。

この大溝商人を輩出した地域にも妙琳寺、徳善寺、勝安寺、流泉寺と4つの寺院が見られる。真宗大谷派妙琳寺の門徒には、この地域から出た豪商とされる甲屋中西伝次家、村井源太郎家、村井市左衛門家、平井津兵衛家という商家がある。妙琳寺は寛文二（一六六二）年、大地震で倒壊焼失したが、延宝四（一六七六）年再建に際して、先の豪商高島商人たちが寄進したとの記録⁽¹¹⁾が残されている。また近江という地域は、家の宗教を生活の拠り所としているため寺院との関係も尊重されていて、宗教行動が日常生活の中に根付いている例が少なくない。先祖の法要を欠かさず朝夕の勤行を励行する態度には、家の継続を重視するだけでなく、生活の中に宗教が溶け込んでいるようにみえる。とりわけ親鸞上人を開祖とする浄土真宗の寺院には、近江の特殊性でもあろうか、かつての比叡山の末寺であった寺院が転宗して真宗寺院になった例、あるいは無住であった寺院が、村人の世話により再興され住職を呼び寄せた例もみられる。それほど近江という地域は仏教信仰と切り離すことができない地域である。

ここに近江商人がどのような人生観、処世観を持っていたかについて、仏教信仰と結びつけた知見があるのでみておくことにする。「ヨーロッパの中世社会では、営利行為はキリスト教精神に反するものとされていた。しかし近世初期ルネッサンス期に営利行為が社会生活における倫理として正当であり、神の意志に反したのではないとされるようになったのは、プロテスタント倫理によってである。この考え方が新興商人階級に

強く支持され、近代的資本主義精神の中樞を占めるようになった。すなわち営利的職業行為はそれ自体神に対する奉仕に通じるという処世観がキリスト教信者をして自由な商業活動を正当化し、近代的精神の根本を確立することとなったが、わが国では、近世封建社会にあっても経済活動は、土地生産を媒介するものであり流通経済は付随的、従属的であった。したがって社会成層においても士農工商であり、近代的商業精神の倫理性を主張することがどのような形で行われたかは、問題である。しかし以下の家訓をもとに、四つの精神が近江商人の基本精神となり、その調和に仏教信仰が寄与した」というのである。

祐亭公家訓⁽¹²⁾

- 一、御公儀様より被仰出候御法度之趣、何義によらず急度相守可申事、並に御役人方善惡邪正沙汰仕間敷事
 - 一、父母孝行を第一に心さして朝夕につとめ、兄弟親類にむつましく、家内之者共に哀憐を加へ仕間敷事可申事
 - 一、仏法を内心に深くたもち、如来の御慈悲をたふとミ善知識に志をはこひ、同行に交をむつましく
 - 一、年之始より終迄家業暫も油断仕間敷事
 - 一、家居衣服食物共に箸をつゝしみ並ニ安楽逸遊に志をかたふけ申間敷事
 - 一、博打堅停止仕へし、並ニ大酒色欲比ミより家ほろひ、禍する事必然也、常々心に掛慎可申事
 - 一、慈悲の志を専にし、我一分の利慾におほるゝ事なかれ、仮初にも人の難儀に及ふ致しかた仕間敷事
- 右七ヶ条子孫並先祖より之一家手代迄堅相守可申者也

正徳元年五月十八日

村井新兵衛政貞

この家訓は、最初に盛岡にやってきた村井新七の末裔である村井新兵衛政貞により書かれたものである。正徳元年というのは西暦にすると、一七一一年となるから江戸中期にあたる。

この家訓は、第一に順法精神を強調している。善惡に関わらず政治批判を行わないこと。これこそ先祖が武士であっても現在は商人であるから、

決して幕府や藩の批判をしてはならないと戒めている。

第二に家業¹¹職業を人間の最重要事としたこと、信仰も家族生活も社会生活もすべて家業、すなわち職業に徹することから可能となる、職業に徹することが仏に仕えることだと強調している。

第三には商業の精神として儒教を排して仏教精神に徹したこと、すなわち商業は儒教思想によって利益を失い、仏教によって利益を得ることを説き、仏教を信すべきこととしている。

第四に利己主義を排して協同主義を説いている。しかもその協同主義は階級制度が強く主従觀念の強い社会において、特に手代を含めた奉公人にまで協同精神を強調したことは、職業意識を重視してその職業内での協同倫理を強調し、経済事業遂行における協同の重要性を認識していたためである。このような職業的協同精神と封建的階級精神とを調和させるために特に仏教の慈悲の思想を説いたのである。この四つの精神が近江商人の基本精神である⁽¹³⁾」としている。

二・南部藩における近江商業団

(一) 南部藩の財政を支えた内和^{うちわ}制度

盛岡の近江商人は藩主にとっては、藩の財政維持の供給先としての御用商人であった。初代藩主南部利直の予測したとおり、時代が下るにしたがって商品経済だけでなく、貨幣経済が発展するようになった。しかもその貨幣経済を支えるために引き寄せられたのが、地元商人より優遇された領外商人としての近江商人であった。そして先の表一からもわかるとおり、盛岡の城下では近江出身の商家が大店を構えていた。つまり南部藩の財政は、近江商人からの御用金に依存していたのである。近江からの商家が有力商人として急速に繁栄するのは、貞享、元禄期(一六八四―一七〇三)だとされている。しかもその繁栄の背後には、内和制度が存在していたことが認められる。

内和とは、一族や一統としてまとまりを持った商家集団のことである。つまり近江出身の少年を丁稚として雇い入れて数年かけて商人教育をしたのち、商家は資本とのれん(屋号)を与えて独立させる。この商家に雇われた奉公人が分家や別家として独立した後、その結束を示すための紐带的組織を内和と称していた。血縁や同業の必要はなく、内和に加えられて主家と同じ姓や屋号を名乗る者も出てきた。言い換えれば主家のも

表二 宝暦三年 日光菩薩修理の御用金表（上位より）

順位	金額	町名	屋号	当主名
一、	二五六両	紺屋町	井筒屋	清助
二、	二五〇両	新町	井筒屋	善助
三、	一六〇両	石町	井筒屋	兵右衛門
四、	一五〇両	本町	大塚屋	伊兵衛
五、	一四九両	石町	井筒屋	権右衛門
六、	一四五両	新町	近江屋	次郎兵衛
七、	一三〇両	三戸町	加美屋	甚兵衛
八、	一一九両	新町		太五兵衛
九、	一一九両	新町	多賀屋	甚助
十、	一一九両	新町	金子	宗八
十一、	一一六両	新町	芳野屋	宇兵衛
十二、	一〇三両	新町	近江屋	市左衛門
十三、	一〇三両	新町	鹿島屋	九郎治
十四、	九九両	本町	近江屋	弥助
十五、	九九両	久慈町	米屋	次郎兵衛
十六、	八六両	十三日町	井筒屋	左兵衛
（中略）				
三十七、	四五両	本町	近江屋	源兵衛
（以市略）				

*は近江商人ではないとされる

引用…大正十三造『盛岡商人伝』二四頁

とに系列化されていた組織で、のちには同郷だけが条件となっていたようである。内和という呼称は盛岡の近江商人固有のものであると思われる。他の地域では、一般に血縁により独立したものを分家^{ぶんけ}、子飼^{こい}から独立させたものを別家^{べっけ}と呼ぶ場合もあり、いわゆる商家同族団のことである。

明治初期に大財閥として勢力を維持していた小野組も高島郡の出身であり、村市家十一代当主の叔父にあたる小野善十郎の代で小野組も破産となるが、近世末期から明治初期までは、盛岡に全国的な財閥として展開可能な商家が存在していた。この内和制度が、南部藩における近江商人を発展させたのであるが、他の地域の近江商人と大きく異なる部分は、南部藩との関係が緊密であったことにより御用金の金額そのものがかなり高額であったことである。したがって、それぞれの内和が、複数になれば近江商業団と称された。なかには南部藩の政商としての権力行使もあったに違いない。

近江商業団が藩との緊密度を示す記録として残されたものに御用金徴収表がある。御用金とは、藩や幕府が当面の財政窮乏を補うために臨時に商家に課した金銭である。正式の税金ではなく藩が将来分割払いで返す借り上げ金であるが、実際にはほとんど返済されず証文は空手形となった。しかし御用金を要求される商家は豪商であることから、当時の所得番付を示す基準になると思われる。とりわけ冒頭にも記した通り南部藩は当初から商家に対して御用金の供給先と考えていたようなので、現存している記録から、南部藩内における近江商業団の位置づけを把握することができる。

表二は、宝暦三（一七五三）年の日光菩薩修理の御用金表である。城下百六十二の商家によって、合計で四、九三七両を供出しているが、そのうち近江商人十二人で一、

六〇五両、実に三十二・五パーセント⁽¹⁴⁾を負担している。

さらに宝暦六（一七五六）年の凶作対策救貧資金救済には、城下五十六名で二、二百五十両を供出したうち、先の十二名は八百六十五両、三十八・四パーセントを負担している。⁽¹⁵⁾

少し時代が下って寛政五（一七九三）年には、南部藩の江戸借財弁償資金として六名の連署で寄附願を出している。これよると六人で金三〇〇両を献納している。その記録は以下の通りである。

御勝手向差支之上、江戸表御借金被為有候ニ付、

御領分中一統寸志銭被仰付候旨奉承知候、

俵而私共不商内之時節、渡世方難渋仕候得共、

代物千八百貫文奉差上度存候、御取納被成下置度奉願上候

寛政五年九月廿七日

以上

小野 権右衛門 印

小野 善助 印

平野 治左衛門 印

村井 甚七 印

小野 清助 印

村井 市左衛門 印

兩人様

ここで兩人様というのは町奉行二人をさして、小野の三人は井筒屋であり、村井、平野は近江屋である。村井甚七は、盛岡に最初に来てわ

らじ脱ぎ場を提供した村井新七家の末裔である。以下に取り上げる村市家の名前もみられる。当時一両・六貫文前後とされるので、六人で三百兩を献納したことになる。そのため同年十月、この六名は帯刀御免となつて⁽¹⁶⁾いるとの記録がある。

したがって、後述する『村市文書』にあらわれた村市家の江戸期の当主がすべてかみしもを付けて刀を差している絵像は、豪商であることの証であるとされる。

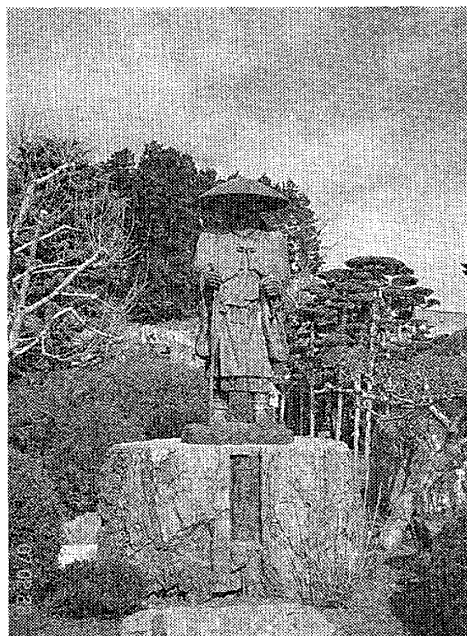
(二) 同郷意識を紐帯とする組織と仏教信仰

元来近江は、仏教信仰の篤い土地柄であることは既述したとおりである。そしてこのことは現代にも引き継がれている。自身が滋賀の生まれでなくても先祖が滋賀の出身であることを契機として東北地方には、各県に「滋賀県人会」が組織されている。岩手、山形、青森、秋田、宮城、福島⁽¹⁷⁾の各県に存在している。さらに「高島郡高島町音羽出身者の会」という組織もみられる。県人会組織というのは全国に存在すると想像できるが、東北地方では近江商人の末裔であることを絆としてその結束が堅い組織のようである。平成三(一九九一)年には、これら組織を「近江商人末裔会」として『近江商人 東北の末裔たち』という書物が出版されている。

先祖が滋賀の出身だということは、系譜や墓石に記されているため宗教や宗派は明らかである。しかも滋賀出身とあれば、家の宗教も仏教、とりわけ真宗系が多いと想像される。盛岡市北山にある浄土真宗本願寺派の北峯閣願教寺には、江戸期からの墓石が多く現存しているが、そのうちの半数以上が近江出身者で占められているというのである。

願教寺の墓地の一角には、村市家の先祖からの墓石があり、近年初代からの法名碑も設置された(図一、二)。昭和六十(一九八五)年に、村市家では願教寺において、初代村井市左衛門孝寛 釈浄甫の三百回忌法要が村市家一族によって営まれた。そして始祖の三百回忌法要を記念して願教寺の境内には、「親鸞聖人行脚像」が寄進されたのである(図三)。のちに示す初代の遺言状の冒頭に「仏教に信心を致し」と記されているが、その記載通り仏教信仰は代々の子孫によって受け継がれているのである。

村市家の願い寺である願教寺は、正式には北峯山無量殿願教寺と号して、浄土真宗本願寺派のなかでも格式の高い寺院である。この願教寺は単に村市家の菩提寺であるというだけでなく、近江高島商人が御用商人として南部藩との関係を緊密にしていく契機にもなると思われるので、寺院



図三 親鸞聖人行脚像
(盛岡市願教寺)



図一 村井市右衛門家の墓(盛岡市願教寺)



図二 村井市右衛門家の法名碑(盛岡市願教寺)

の沿革にも触れておくことにする。

願教寺の開基は親鸞聖人の二十四人の弟子の一人で、東北地方に派遣された是信房十五世の孫、秋田県六郷の善証寺の淨信房である。慶安三(一六七〇)年盛岡市浅岸に草創され願教寺と名づけられた。しかし寛文十(一六七〇)年、中津川の氾濫により本堂の軒が流失してしまった。そこで第二十八代藩主南部重直より現在地である盛岡市北山の地を賜り再建を果たしたとされている。その後文化十三(一八一六)年には、火災のため本堂を焼失するが、第三十八代藩主南部利済が、幼少時に当寺院の衆徒であった因縁により、本堂・書院・山門を造営した。明治二十(一八八七)年住職が退転したため堂宇は荒廃したが、このときの門徒総代が京都の本願寺に向き、明治期の高名な宗教者となる島地黙雷を招請した。そして明治二十五(一八九二)年、黙雷は東北開教総監として願教寺に赴任し第二十五代住職となった。以後、仏教講演、夏季仏教講習会等を開催して東北開教に勤めたのである。島地黙雷の法嗣である島地大等は、東洋大学、日本大学等で日本仏教教学を講じる教員であり、願教寺第二十六代住職となった。また本願寺第二十三代勝如上人(大谷光照前門主)の幼少時に大正五(一九一六)年頃、本山より輔育係を拝命されている。

大正十三（一九二四）年十月十五日の報恩講の正午、願教寺火災により本堂・庫裏が全焼となった。しかし地元の門信徒だけでなく全国からの寄進もあって翌年の報恩講までの一年以内に現在の本堂と庫裏が再建されたのである。⁽¹⁸⁾

この願教寺の本尊阿弥陀如来は、自覚大師作とされ村井市左衛門が奉安したと記録されている。また、後述するように村井家は願教寺の梵鐘を寄進しているが、これは戦争中に国家に供出となってしまった。

このように盛岡の近江高島商人の末裔には、先祖の宗教である仏教信仰を紐帯として現在までも結束を強める組織がみられる。その結束を強める機能として所属寺院の存在も重要な位置を占めているものと思われる。それでは、次に村井家の系譜を辿ることにしたい。

三・村井市左衛門家の系譜と真宗信仰

（一）村井家の系譜と概要

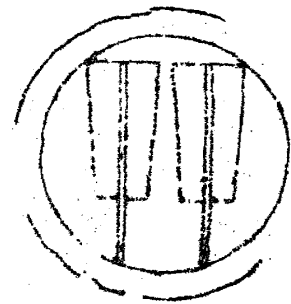
近世初期以降に近江から出た商人を近江商人と呼ぶが、その多くは湖東地域からの商人である。ところがこの盛岡の近江商人は、高島の大溝から南部藩の要請を受けてこの地に定着したのであった。したがって盛岡城に通じる大手門の真ん中に商人町が創設され、そこに店を構えることが許されていた。このことが南部藩との緊密性を表すものである。

近江高島から最初に盛岡に来住したのは村井新七であったことは既述した。この村井家は織田信長に滅ぼされた浅井^{あさい}氏の家臣であり、商人に転身して東北にやってきた。この時期が慶長の末期とされているので、西暦では一六一〇年前後であろうか。その後、村井新七家は近江から盛岡に下ってくる商人たちの世話役であった。村井新七家に最初にわらじを脱いだのは小野権兵衛であった。小野権兵衛は兄がすでに高島の大溝で商家を営んでいたが、酒造技術を身につけていたので、盛岡の志和村で酒造業として独立した。その後やや遅れて、村井新七の同族であった村井市左衛門が盛岡に下ってきた。城下の新町（呉服町）に独立して「村井近江屋」を開いた。近江屋系村井の主流として、以後一族分家や有力な奉公人分家を輩出する内和の宗主となったのである。

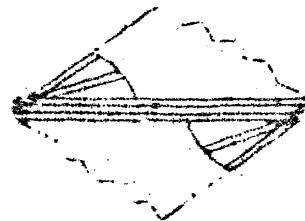
村井家の家業は、酒屋、質屋をしていた時期もあるが、現存する村井家の印判には、呉服、太物、麻物、紬類、帯地、綿類、古着類、夜着、布団とされている（図四）。印判の上部中央にあるのは、店印あるいは荷印^{にじるし}ともいうもので「山二星（やまにぼし）」と呼称されていた。村井家の屋



図四 現存する近江屋 村市家の印判



図五 村市家家紋（男紋）の印判



図六 村市家家紋（女紋）の印判

号は、「近江屋」、通称「村市」である。図五の印影は、かなり使用されたためか周囲が減っているが、村市家に伝わる家紋の印判で「二本扇」という男紋である。図六は、二本の扇を少し開いて重ねた意匠で、「重ね扇」と呼ぶ女紋の印判である。

以下に述べる村市家の系譜は、当家に現存する古文書を丹念に読み解いて年代順にまとめられた『村市文書』に依っている。『村市文書』には、それぞれの当主と妻の絵像が掲載されている。江戸期には、いずれの当主も商家の主人であるにもかかわらず、かみしもと袴を付けて、帯刀した武士のような衣装である。妻の絵像も近世の上流層に見られる打ち掛けを着用している。おそらく当時の正装であろうが、南部藩に近く重要な地位を占める商家であったことがみてとれる。また十代までの当主は、いずれも花押を使用している。残された文書には、氏名の下部に鮮やかな筆致で花押を認めることができる。このことから村市家が、藩主に重用された御用商人であったことが確認できる。

村市家の初代である村井市左衛門孝寛（浄甫）⁽¹⁹⁾は、幼少期を大溝で過ごした後、兄源太郎が住んでいた南部に下った。万治元（一六五八）年には、本町にあった兄の店を引き受け相続し、同時に兄は郷里大溝に戻ったとされている。この頃の商家では、たとえ人生の半ばでも一定の仕事をしたとの達成感を持つことができれば、次世代にその地位を譲ることがなされていた。「隠居する」という表現を用いることもあるが、人生の終焉期まで働きつづけるという姿勢は、近代以降の傾向であるのかも知れない。その後、延宝四（一六七六）年に初代市左衛門は、本町の店を手代

に任せて、商圏を拡大するため新町に店を移すことになる。この初代が子孫のために残した遺言状には、延宝元（一六七三）年とされている。このことから、高島からの最初の近江商人村井新七の没年が、寛文六（一六六六）年であるから、村市家初代が盛岡へ来たのは、近江商人としては早い時期である。

この初代市左衛門は、以後約二百三十余年継続する商家の基礎を築いたのであるが、子孫のために遺言状を残し、日々の生活態度は仏教信仰に篤い当主であった。このことの詳細は後述する。

二代市左衛門為勝（浄玄）の代には経営も順調に進み、八戸・沼宮内・剣吉に支店を設置している。しかし二代為勝は四十一歳で亡くなり、残された三代目となる篤胡（浄運）は、わずか二歳の幼少であった。そのため親族や奉公人等が、後見人として店を維持してきた。その功績に報いるため当主になった三代篤胡は、彼らを分家や別家として独立させている。

三代市左衛門篤胡（浄運）は、苦難の時代に遭遇した。享保十四（一七二九）年に店は火災の類焼を受け、元文元（一七三六）年には、藩主より大井川の改修の大金を仰せつけられ、延享四（一七四七）年には、尾去沢銅山の支配仲間を南部藩から命じられた。宝暦四（一七五四）年には、盛岡商人十八人が尾去沢銅山の仲間請負となった。この中に村市家の名前も見られる。このような苦難の時期を生きた三代篤胡（浄運）であったが、尾去沢銅山の公用で江戸に上った宝暦六（一七五六）年に、道中の旅籠で急死してしまった。五十一歳であったという。当主を亡くした村市家は、商売を縮小し銅山支配も免れ、商売一途に経営の安定を図り、安永四（一七七五）年ふたたび御用商人としての仲間入りとなった。

四代市左衛門直種（浄閑）は、中興の祖ともされている。先代篤胡（浄運）の苦勞を間近に見ていたのであろう。先代没後、苦況を脱するため経営を縮小して銅山仲間から外れたことが村市家の安定に繋がった。その功績から村市家の中興の祖と言われている。初代孝寛（浄甫）と同様、四代直種（浄閑）の手になる「浄土三部経」の書写が受け継がれ現存している。この四代直種は、商家の主としてだけでなく、文化人でもあり点茶や俳諧を好んだという。天明三（一七八三）年には子孫に宛てて遺言状を書き残し、同年臨終の際には、辞世の句を詠んで称名合掌して瞑目したと記録されている。

五代市左衛門直道（浄信・浄西）は、父と同様に茶人であると同時に香道に秀でていて、盛岡藩内で香道が盛んになったのは、浄西にはじまると伝えられているが、寛政六（一七九四）年三十八歳の若さで亡くなった。

六代市左衛門直共（浄林）は、四代市左衛門直種（浄閑）の三男である。つまり五代市左衛門直道（浄信・浄西）の弟にあたる。兄の死後、市左衛門家に入家して、市左衛門と名を改めた。文化十二（一八一五）年五十三歳で亡くなった。

七代市左衛門直孝（浄貞）は、五代直道（浄信・浄西）の嫡男である。つまり父が三十八歳の若さで亡くなったため、父の弟（七代直孝の叔父）が六代を継いだ。ここで直系に戻ったことになる。しかしこの七代も文政八（一八二〇）年に四十一歳で亡くなっている。この時期（七代市左衛門直孝・八代市左衛門直章）に南部藩の「御手元御用達」として、御用金の上納方と呉服丁の経営不振による借財の返納を記した『諸用留』が村市家に残されている。その内容から天保四（一八三三）年の店舗休業の前哨戦だと『村市文書』の著者村井久子は指摘する。⁽²¹⁾

八代市左衛門直章（浄遊）は、五代直道（浄信・浄西）の子であり、七代直孝の弟である。既述のとおり厳しい時期に生きた当主であった。兄である七代直孝のあとを受けて御用金の調達と借財の返納に勤めたが、天保十二（一八四一）年五十歳で亡くなった。

九代市左衛門直方（浄慶）は、七代直孝（浄貞）の嫡男である。先代の苦境を見て育ったが、天保四（一八三三）年に呉服町の店舗を休店とした。その上天保六（一八三五）年には「銭札通用御会所の惣懸役」が、藩より仰せつけられた。銭札通用御会所の組織は、惣懸役として近江屋市左衛門と石川太郎兵衛を御金奉行の上座に据えて、近江屋市左衛門、村井市助、石川太郎兵衛、村井八郎右衛門、笹屋源兵衛、村井茂兵衛の有力商人で構成されていた。⁽²²⁾

十代市左衛門直寿（村井直太郎）（浄順）は、九代市左衛門直方の三男として天保九（一八三八）年に生まれている。兄が2人とも早世したので村市家を継ぐことになったが、彼自身も文久二（一八六二）年、わずか二十五歳で亡くなっている。

この十代直寿、幼名直太郎が記した文書が残されているが、その文字は楷書で丁寧に書かれているため、その几帳面な性格を表しているようである。その証ともなる文書は、安政六（一八五九）年までに村市家の奉公人の年忌を調べ上げて記録したものである。村市家の経営が安定していたとされる時期、万治年間から文化・文政年間までの百三十余年の間に二十九名の法名と没年と氏名が記述されている。⁽²³⁾

このようにこころざし半ばで亡くなった奉公人を家の先祖と同様に年忌法要を勤めるというのは、仏教信仰の尊重を示すものである。近江商人のなかには明治以降に、商家の先祖と奉公人をいっしょに年忌法要する例、あるいは商家の中には合同墓を建立するという例もある。しかし百年以上の長期に亘って記録し、年忌法要をしているというのは稀であろう。また初代から安政期までの記録が残っていたか、あるいは寺院の過去

帳等に明記されていたものであろう。このことから村市家では、願い寺である寺院との関係も継続していたことがわかる。十代直太郎は、二十五歳で亡くなったが、妻さとの没年は大正十五（一九二六）年、八十七歳の長寿であった。

十一代市左衛門市太郎（浄観）は、安政六（一八五九）年の幕末期に生まれ、明治維新の激動期を経験した当主である。先代である父が亡くなった時、市太郎はまだ四歳、他に残されたのは、身重の母さと（二十三歳）と妹であった。このため母方の祖父である小野善八郎、母の弟である小野善十郎、その他同郷の商家が後見人となって村市家を支えることになった。

しかし後見人となった小野善八郎は、明治四年（一八七一）年隠居して、跡目を小野善十郎に相続して京にのぼり、同郷の近江屋勘兵衛は明治十二（一八七九）年四十六歳で、常磐屋石川淵は、明治十三（一八八〇）年五十歳でそれぞれ亡くなってしまった。

その結果残されたのは、十一代市太郎の叔父小野善十郎だけであった。後年『小野組始末』のなかで小野善十郎は、村市家の瓦解は当主の放漫経営の結果であると述べているが、残された資料の借用証文を見ると、村井市左衛門（市太郎）と小野善十郎が、互いに借金の借り主と保証人になりあっている。八才違いの叔父と甥の間柄を抑制できる人材がいなかったのかもしれない。十代直太郎の妻さとは、このような自分の子（市太郎）と実弟である小野善十郎の関係を苦々しく思っていたようである。常日頃さとは、「村市家の倒産の原因は、小野善十郎が私腹を肥やすことばかり考えていたからである」と、自分の身内でありながらも決して実弟の小野善十郎のことをよくは言わなかったそうである。十二代の妻アイはよく聞かされたと話していたという。⁽²⁴⁾

十一代市太郎の妻は、明治十二（一八七九）年に村市家に嫁いできた旧盛岡藩南部剛弘の長女なのである。明治十四（一八八一）年、新婚旅行であろうか、京阪神地方見物旅行に出発したという記録が残されている。一行五人というのは、身辺の世話役の使用人を伴ったものであろうか、東北の盛岡から人力車で京阪神地方へ向かっている。四月に出発して、東京から京都、宇治、神戸の舞子、有馬へ向かい、いったん京都に戻り、伊勢、浜松、藤沢から東京まで戻っている。この東京にいた八月中旬に、明治天皇が東北・北海道へ巡幸される際、村市家がその随員の宿泊所を依頼されたことがわかり、この見物旅行を急遽うち切って盛岡に戻ったと記録されている。⁽²⁵⁾この旅行は現代なら海外旅行に匹敵するほどの日数と費用をかけていて、明治以後も村市家がいかに豪商の末裔であったかを表すものである。

市太郎は、明治十五（一八八二）年銀行の取締役や支店長を勤めていたが、明治十七（一八八四）年盛岡の河南^{かなん}大火に遭い、翌年取付けに遇っ

て倒産となる。以後住まいを移して明治三十六（一九〇三）年によりやく盛岡に戻り、市役所に勤務した。しかし明治四十三（一九一〇）年、盛岡市が未曾有の大洪水にあった際、罹災者慰問のため連日の激務による疲労が蓄積して、これが病の遠因ともなり翌年も欠勤加療をしていたが、明治四十五（一九一二）年、五十四歳で亡くなってしまった。旧盛岡藩南部家出身の妻そのは、大正十三（一九二四）年六十二歳で亡くなり、願教寺の住職島地大等師を導師に葬儀が営まれたと記録されている。

十二代村井市太郎（浄證）は、先代と同様市太郎と名乗っている。商家は廃業したので市左衛門は襲名していない。学校卒業後、東部鉄道管理局に勤務し、戦後は鉄道官に任ぜられている。市太郎は、母そのが病没後に結婚して、祖母さんと暮らしている。大正末期になって商家廃業の際、借金の抵当として他家の手に渡った軸や先祖が書写した『佛説阿弥陀三部経』等を買戻すべく努力している。⁽²⁶⁾その結果、蓮如上人御染筆による『六字御名号』、法如上人御染筆の『高祖聖人御名』を買戻し、初代市左衛門孝寛（浄甫）、四代市左衛門直種（浄閑）の書写した『佛説阿弥陀三部経』二箱も買戻したので、今では村市家に現存している。十二代の長男が十三代の現当主となる。

既述の通り、昭和六十（一九八五）年村市家では、始祖村井市左衛門釈浄甫の三百回忌法要が営まれ、願教寺には『親鸞聖人行脚像』が寄進された。

（二）初代市左衛門孝寛（浄甫）の信仰

高島商人のルーツが武士であったらしいということが、湖東の近江商人とは異なる点である。武士を先祖に持つという誇りは、藩主との関係においても重視されたに違いない。上意の拒否は許されず、藩政への関与にも直面したであろう。したがって初代の遺言状の冒頭には、「御公儀とされる幕府や藩、つまり役所の指示は重要視すること、御法度とされる決めごとは必ず遵守しなければならない」と明記されている。これは一商家の主に徹するため藩政とは一定の距離を置く態度である。しかしながら藩の財政窮乏による御用金の徴収や藩の要職への就任は時代が下るほど、その金額は多額になり内容は厳しくなっていた。代々の当主にとって苦境に立った際に、その抛り所にしたのが初代の遺言状であり、家訓として尊重され受け継がれてきた文書であった。

初代市左衛門家孝寛（浄甫）が南部にいる兄を頼って、大溝を出たのち兄から本町の店を相続したのは、二十歳代半ばということになる。村市

家に現存する文書には、初代孝寛が、浄土真宗に篤く帰依していたことを明らかにするものが多く残されている。南部盛岡の地で商家を営するにあたり初代が心の拠り所とし、また深く帰依していたのが阿弥陀仏であった。『村市文書』にあらわれた初代浄甫の真宗信仰に関わる行動を年代順に見ていくことにしたい。

まず、寛文二（一六六二）年、出身地高島の大溝の願い寺であった妙琳寺へ「三部経 五部」の寄進がされた記録がある。真宗大谷派天龍山妙琳寺は、中世末期に織田信澄の大溝城築城にあたって、大溝に移動してきた寺院である。この寺は江戸時代三度の被害を受けている。そのうち寛文二（一六六二）年五月の大地震で本堂・庫裏が崩壊したが、延宝四（一六七六）年再建された。その時の妙琳寺住職が記した寄進譜によれば、村井市左衛門は、南部進出の村井権平衛・村井四郎次郎と共に寄進したとある。⁽²⁷⁾

次いで延宝元（一六七三）年、子孫に宛てた遺言状が作成されている。村市家では初代市左衛門孝寛の「御遺誠」である家訓と共に、大切に保管されている。その解釈については、次節で取り上げることにする。

その後、延宝六（一六七八）年には、妻のマン（妙誓）が亡くなった。このことを悲しんで妻の供養にと、所属寺院の願教寺の脇寺として、一寺を建立して寄進した。これが妙誓寺である。同寺は昭和二十九（一九五四）年まで現存していたが、諸般の事情により岩手県雫石町に移転した。妻の死去を機にその法名を寺号にしたものである。

さらに晩年になるが、貞享元（一六八四）年「御遺誠」を作成している。これは村市家では家訓として代々伝えられてきたが、村市家の内和（一族）にも「家訓」として伝わっているようである。

同貞享元（一六八四）年、願教寺に梵鐘⁽²⁸⁾を寄進している。この梵鐘は、落陽金の座近藤丹波に命じて鑄造している。残念ながらこの梵鐘は、昭和十八（一九四三）年、戦争の激化にともない供出という名目で強制的に回収となった。⁽²⁹⁾

このように初代市左衛門が、近江の地域性を要因とする仏教信仰、特に真宗信仰に帰依した態度を確認することができた。その信仰心は妻の死を契機により深くなっていったようである。脇寺を建立して寄進するということが現代に置き換えると、いったいどのような規模の事業であるのか想像できないが、少なくとも寺院の建造だけでもかなりの費用と時間が掛かったであろう。さらに、蓮如上人⁽³⁰⁾御染筆の「六字御名号」、法如上⁽³¹⁾人御染筆の「高祖聖人御名」が、表装され現存している。初代市左衛門孝寛の「浄土三部経」の書写、また四代市左衛門直種の「浄土三部経」の

書写も残されている。初代市左衛門は、貞享三（一六八六）年に五十四歳で亡くなっている。

初代と同じように四代直種（浄閑）も信仰に篤い当主で、辞世の句は、次の通りである。

花摘みに　さらばさらばと　春暮れぬ

そして十代直寿（浄順）は、商家の奉公人の年忌法要を勤めるべく記録をしていたという。幕末・明治維新期を乗り越えたものの十一代市太郎の時に商家は廃業となるが、以後十二代市太郎は、卒業証書をはじめ勤務先の辞令などを几帳面に残している。しかも廃業で散逸してしまった村市家の古文書は、十二代市太郎が勤め人をしてながら買い戻したという。その行動には、始祖以来の商家継承意識と先祖を尊重するという真摯な態度がみてとれる。たとえ現在は商家を継いでいなくても、真宗信仰を通じて二百三十余年に渡り家が継承されてきたという事実と誇りは、決して喪失されていないと確信した。

村井市左衛門家は、盛岡に商人として移り住み大店として継承されてきたが、明治の初期に廃業となった。しかし同家に残された古文書と願い寺である願教寺、近江の妙琳寺の過去帳等から、その系譜が明らかにされた。これまでの近江商人を名乗る他の商家と大いに異なることは、血縁が重視され実子やきょうだいにより継承されてきたことである。近江商人の中には、たとえ実子であっても商才がないと判断すれば、隠居や廃嫡をさせて、新たに養子を迎えて家業の隆盛を図るという例もある。しかしこの村市家では『村市文書』を見る限りそのようなケースはみられない。血縁重視が同家の方針であったかどうかは確認できていない。しかし現十三代当主までをたどることができるのは、所属寺院との信頼関係の堅持と代々の当主による先祖に対する尊敬の念から伺える。さらに散逸したとは言え古文書類が丹念に受け継がれてきたことに家業継承と仏教信仰の帰依の態度をみることができる。

（三）村市家の家訓にみる宗教倫理

家訓とされている初代の手になる文書は箱入りであり、その表には「浄甫様御遺誠」と明記されている。そして明和元（一七六四）年に中興の

祖である四代直種が、これまでの巻紙を表装して、箱に入れて保管することにしたと印されている。さらに正月元旦から七日間、七月十三日から十七日まで、七月二十五日から二十六日まで、一年のうち三度床の間に掛けて拝礼すること、その際家訓を中心とする飾り付けの方法まで説明されて、謹んで家業に精を出すように、と明記されている。その村井市左衛門孝寛（浄甫）御遺誠は、次の通りである。

人富則奢	奢則肖礼	人富めば則ちおごる	おごれば則ち礼にそむく
肖即人惡	惡則災来	そむけば則ち人ににくまる	にくまるれば則ち災いきたる
来則成損	成則家貧	きたれば則ち損となる	損となれば則ち家貧し
貧則人賤	賤則起欲	貧しければ則ち人いやし	いやしければ則ち欲起る
起則為邪	為則身亡	起これば則ち邪をなす	なせば則ち身亡ぶ

読み下し文を現代語訳にすると、次のようになり、因果応報ということを具体的な例を用いて表している。

人というものは富をもつと思いがり、自分の能力が他人より優れていると思ってしまふ。そのように思い上がると、社会の秩序を保つための規範を守らなくなる。

規範を守らない人は、他人に憎まれる。他人に憎まれるようになると、災いがやって来る。

災いがやって来ると、損害を引き起こすことになる。損をするから家は貧しくなる。

家が貧しくなると、人は取るに足りないと思うようになりさもしくなる。さもしくなると、欲深くなる。

欲がおこってくると、不正を働くようになる。不正を働くと身を滅ぼすことになる。

次いで、初代村井市左衛門孝寛（浄甫）遺言状⁽³³⁾の読み下し文にされたものをみておきたい。

- 一 仏教に信心を致し、天道に止どまらず、神をおろそかにせず、五常を専らたしなみ、主人父母に忠孝を尽すべき事、
- 一 御公儀は大切な御事に候、御法度の趣、堅固に相守るべき事、
- 一 家をたて、身を立てんとおもう者、まず身の養生第一に心がけ、召使に至る迄、煩い為さざる様に覚悟仕るべき事也、病人となりては何事も思う願ひあるまじき事、
- 一 生商売の家、その業二六時中に、油断無く心に懸け、身に行い、時を考えべき事第一也、諸人にあいきょうを元とし、他力を頼み、一身の利発かりにもたてず、朝暮売買に工夫致すべき事、
- 一 手代下々等迄、その氣分に応じ情をかけ、是非奉公仕るべくと存ずる様に使うべき事專一也、若し不屈きなる者之有れば、手代は申すに及ばず、名跡たるとも雖もよくよく見届け、慇懃を加えず、急に追い出すべく、遅々に及べば必ず家失亡致すべき事、
- 一 欲深き商人は家あやうし、また諸芸を好み、家業に怠り、必ず身を失なわん事うたがいなし、かくいえばとて、諸事うちすて、その業ばかり勤めよというにもあらず、家職を第一に心がけ、余力有るときは、諸事に心を少しはよせても然るべきか、何事も家業の外に、深く執心無用たるべき事、
- 一 早利商之有るときは、世上の沙汰よくよく聞き届け、十の内七ツ八ツ思案にあたり候えば、片時も遅々に及ばず買取り申すべき事、さりながら、一旦利得たると雖も、欲心深くなり、重ねて家職のそなえ、違ふものなるべし、よくよく心得有るべき事、
- 一 世に切物を待ち合、上り物ならば、百のうちまず三ヶ一払い、また上り候はば三ヶ一払い、残つて三ヶ一にて重々のあがりさがりを見るべき事、とかく欲深きは損多かるべき事、
- 一 主人たる者、よくよく人を見、その品々に使うべき事第一なり、まず、我が身持ちを嗜なまざれば、仕置立つ間敷き事、
- 一 十人並に世を渡る時は、人毎に奢心あるものなり、生ある者盛衰元より、具足なれば、さかんなる時、おとろえの来たらん事を兼ねて思案致し、かりにも人に粗略有る間敷き事、
- 一 見世に於て、碁・将棋・双六堅く無用たるべし、尤も一切の勝負は勿論の事、
- 一 公儀・順義・衣服・家材・食物等身上に應じ仕るべきか、しかし、七分に然るべきものなり、段々身代は、事広くなりもて行く物に候え

ば、かねて分限より不足に仕るべき事、

一金は国土の宝なれば、分に応じ天道より預り物なり、さある時は、私の榮枯には一錢もつかわれ間敷き事、

一 子孫にはまず浮世五常をゆずるべし、材宝はともかくもの事、

一 諸事に過ぎるに及ばざるは、うとましき事なるべし、必ず中と忍の二字、朝暮願心致すべき事、

右、十五ヶ条の趣、愚意にまかせ、言跡のかたみともなれかしとおもうばかりに書侍り、跡を次ぐ者、よくよくこの旨を相守るべき者也、他人に対し紙面を表わす事なかれ、

よって遺言状、件の如し、

癸

延宝 元歳

村井氏

丑

市左衛門

文月十五日

孝寛（花押）

子孫へ参

既述の通り、第一行目に仏教信仰を掲げていることから、何よりも宗教を重要視していることが窺える。公儀というのは、幕府や藩、つまり役所に関することは大事であるというのは、関係が緊密であり重視するようにしているのである。施政者を重要視するということは、結局規範を遵守することである。法度とは今日という法律や規範のことであるが、これを守ることを強調するのである。

公儀と特別の関係を維持しているというのではなく、南部藩の御用商人と見られているからこそ、自らあらゆることに注意を払わなくてはなら

ない。つまり襟を正して公明正大な態度でのぞまなければならないという後世の子孫に対する「誠め」の文章であると思われる。

おわりに

盛岡の村市家は、上述のように近世初期から当代まで約三百年間の系譜を辿ることが可能であった。このように古文書だけでなく、所属寺院の過去帳までが現存する商家は稀であろう。しかも同家は血縁で継承されてきたことが、近世の商家のなかでは希少とされる。近江出身の商家には、家業隆盛とその継承を重視するため、商才に恵まれない嫡男を退けて、親族や奉公人を養子縁組により当主にするという場合が多く見られる。

すでに述べたとおり、盛岡の近江商人は南部藩との緊密な関係を抜きにしては、家業繁栄も継承も考えられなかった。封建制度のもとでは「士農工商」ではあったが、武士と商人がむしろ対等に城下の経済発展に尽力したのではなかったか。明治以降の急激な社会変動を経て、大きな商家は財閥を形成したにも関わらず壊滅してしまったという。

村市家に伝わる初代市左衛門の遺言状は、その表題「御遺誠」が示すとおり、代々の当主および一族のいましめであり、抛り所とされたことが、当代まで約三百年間にわたり継承された要因とも考えられる。それは近世中期以降の近江商人の家訓のように、「始末」「儉約」「勤勉」等を語ってはいないが、その文章からにじみ出る精神は、近江出身に拘り、遺言状として是非とも子孫に伝えたいという念願が現れている。その内容が実に明解で鮮やかである。そこには、仏教に信心すること、主人や父母への孝行をすること、健康に留意すること、店では博打を禁じることを含めて人として尊重すべき基本的なことが印されている。村市家は現在では家業を継承していないが、その初代の遺言状に記されたことは厳然と守られている。仏教を信仰することは、初代の三百回忌を勤めて代々の法名碑や墓石も入念に手入れされている。この様子は、まさしく初代の思いが確実に実現されていると言える。そして何ごとにも真摯な態度で捉えられていて、近代では当主にまつわる証拠となるような卒業証書や勤務先からの辞令までが大切に丁寧に保管されている。

近江商人の地域性や時代背景に触れるとき、その根底に流れるのは出身地近江への郷土愛であった。盛岡でも自身が滋賀の生まれでなくても、先祖が近江商人であるということが、仏教信仰しかも真宗信仰への帰依に繋がり、それが所属寺院との関わりを深める契機にも発展していく例を見てきた。

筆者にもたらされた盛岡の近江商人の存在は、偶然とは言え興味深いものであった。他の地域に比較すれば、商家と藩主との関係や商家の始祖が武士であったことも、藩との関係を緊密にする要因ともなり得た。今後は、真宗信仰の教義と御用商人として待遇された盛岡の近江商人について掘り下げてみたいと考えている。

註

- (1) 拙論 一九九七年「企業家精神と宗教意識―ある五個荘商人のライフ・ヒストリー―」口羽益生編『近江商人の里五個荘―その伝統と現在―』行路社二〇一〇二三五頁、二〇〇四年「近江日野商人と報徳運動」『龍谷大学論集』第四六三号一三二―一六二頁、二〇〇五年「近江日野商人と石門心学」『龍谷大学論集』第四六六号八六―一〇一頁、二〇〇六年「北関東における近江日野商人と酒造業―宗教倫理と経済的社会的な変化―」『仏教文化研究所紀要』第四五集 四九―七六頁
- (2) 詳細は、宮本又次一九七〇年『小野組の研究』大原新生社に記載されている。
- (3) 村井市左衛門家は、商家の始祖の代から数えて現当主で十三代だという。現当主夫人村井久子氏が、先祖から伝えられ残されてきた書状等を解説して年代別にまとめられた著書が、村井久子 二〇〇四年『盛岡・近江商人村市文書』である。筆者は、村井久子氏よりその著書の贈呈を受けた。村井久子氏は、筆者の書状等にまつわる聞き取りに快く応じて、関係資料等の収集にご協力いただいた。
- (4) 盛岡市『盛岡市史』第二卷(復刻版) 二二六頁
- (5) 表一は、文久三(一八六三)年に、藩が盛岡の商人に御用金を徴収した古文書から、町名、屋号、職種に姓を追加したものである。
- (6) 五十集^{いそば}屋とは、乾魚・塩魚を扱う商家やその業者をさす。
- (7) 盛岡市『盛岡市史』第三卷(復刻版) 九頁
- (8) 盛岡市前掲書 一五頁
- (9) 盛岡市『盛岡市史』第二卷(復刻版) 二二四頁
- (10) 盛岡市前掲書 二九〇頁
- (11) 村井他人 一九九二年『村井・小野一族の系譜と概要』二四―二五頁
- (12) 盛岡の近江商人として最も早く出てきた村井新七家に伝わる家訓である。近江商人の代表的家訓とされている。『盛岡市史』第三卷(復刻版) 一七―一九頁
- (13) 盛岡市『盛岡市史』第三卷(復刻版) 一九頁
- (14) 盛岡市前掲書 一四頁
- (15) 盛岡市前掲書 一四頁
- (16) 盛岡市前掲書 一二―一三頁
- (17) 白藤慈秀 一九六六年「願教寺の沿革」『願教寺のあゆみ』一頁
- (18) 白藤慈秀前掲書 二頁
- (19) 村井市左衛門家では、代々「市左衛門」を襲名して古文書にはすべて「村井市左衛門」と記されているが、個人に着目するため実名を付して、法名は括弧書きとする。
- (20) 盛岡市 一九八二年「村井浄閑」『盛岡市史』第八卷(復刻版) 七二―七三頁
- (21) 村井久子 二〇〇四年『盛岡・近江商人村市文書』一〇七頁
- (22) 村井久子前掲書 一二三頁
- (23) 村井久子前掲書 一七九頁
- (24) 村井久子前掲書 一九〇頁
- (25) 村井久子前掲書 一九二頁

(26) 村井久子前掲書 二一九頁

(27) 村井久子前掲書 二二頁

(28) 願教寺は、慶安年間に、中津川の上流浅岸の地に草創された。寛文十(一六七〇)年六月中津川が氾濫し、堂宇を流失したが時の盛岡藩三代藩主重直公より、現在の地、北山の勝地を賜り移転再興された。このとき初代浄甫は、南部の檀那寺に梵鐘のないことを憂い、釈順祐と共に梵鐘を寄進した。

(29) 村井久子前掲書 二二頁

(30) 応永二十二(一四一五)年～明応八(一四九九)年。本願寺八世。

(31) 宝永四(一七〇七)年～寛政元(一七八九)年。本願寺派本願寺十七世。

(32) 村井久子前掲書 九頁

(33) 村井久子前掲書 一二～一八頁

【参考文献】

近江商人末裔会 一九九一年『近江商人東北の末裔たち』岩手滋賀県人会

大正十三藏 一九九一年『もりおか財界太平記』岩手日報社

白藤 慈秀 一九六六年『願教寺のあゆみ』杜陵印刷

関市教育委員会 一九九九年『新修関市史 刃物産業編』

高島町役場 一九八三年『高島町史』

村井他人 一九九二年『村井・小野一族の系譜と概要』博光出版

村井久子 二〇〇四年『盛岡・近江商人村市文書』熊谷印刷

盛岡市 一九七九年『盛岡市史』第二卷(復刻版)

盛岡市 一九七九年『盛岡市史』第三卷(復刻版)

盛岡市 一九八二年『盛岡市史』第八卷(復刻版)